

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

令和4年2月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100114号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100021号

第1 結論

請求者のA社における平成26年12月8日の標準賞与額を53万円、平成28年10月12日の標準賞与額を50万円、平成29年12月15日の標準賞与額を50万4,000円に訂正することが必要である。

平成26年12月8日、平成28年10月12日及び平成29年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年12月8日、平成28年10月12日及び平成29年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月8日
② 平成28年10月12日
③ 平成29年12月15日

請求期間①及び②に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。また、請求期間③については、平成29年12月15日に賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたが、同日の標準賞与額の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成26年、平成28年及び平成29年源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者は、同社から、請求期間①については53万円、請求期間②については50万円、請求期間③については50万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年12月8日、平成28年10月12日及び平成29年12月15日の賞与について、それぞれの賞与支払年月日を平成26年12月8日、平成28年10月12日及び平成29年12

月6日として、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年11月5日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年12月8日、平成28年10月12日及び平成29年12月15日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2100115号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2100022号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和59年4月1日付けでA社に入社し、B市の本社で研修を受けた後、同年5月1日付けで同社C支店に配属された。しかし、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録及び請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票並びに同社C支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、請求者に係る厚生年金保険の被保険者記録は、同社において昭和59年4月1日に資格を取得し、同年4月30日に資格を喪失した後、同社C支店において、同年5月1日に再度資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、請求者に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された請求者に係る人事記録簿及び同社の回答並びに同社に係るオンライン記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務(昭和59年5月1日にA社から同社C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。